様式第2号の3（第5条関係）

年　　月　　日

　　申請者　　様

産山村長

**産山村地域生活支援事業利用決定通知書**

　先に申請のありましたこのことについて、産山村地域生活支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | | 【日常生活用具給付等事業】 | | | | | |
| 給付番号 | |  | | | 給付年月日 |  | |
| 利用者氏名 | |  | | | 利用者住所 |  | |
| 給付（貸与）  する用具 | |  | | | 委託業者名 |  | |
| 委託業者住所 |  | |
| 価格 |  | | 利用者　負担額 |  | | 公費  負担額 |  |
| 教示  １　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に産山村長に対し審査請求を行うことができます。なお、審査請求を行った場合は、産山村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。  　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。  ２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に産山村を被告として、提起することができます。この場合、当該訴訟において産山村を代表する者は産山村長です。  　　ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 | | | | | | | |